

# 著作権の 集中的管理の事例を知る

対象教科：全教科

## 「著作権教育」としての学習内容

### 法の中身を知る

## 「著作権教育」の学習のねらい

著作権の集中的管理について、著作権法の内容を知る。

- 著作権管理事業者の存在と役割を知る。

## 生徒の活動

- 著作権管理事業者にはどんなものがあるか調べる。
- 著作権管理事業者と関わる会社を調べる。
- 大量の著作物を扱う企業では、どのような管理が行われてきたのかを知る。

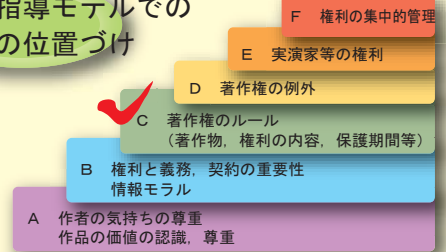
## 「著作権教育」の指導のポイント

- 一見自由に著作物を使っているように見えるマスメディア各社も、契約していることを理解させる。
- 自分たちが利用する身近なカラオケ店でも、契約をしていることを理解させる。
- なぜそのような管理団体が存在する必要があるのかを考えさせる。

## これだけは！ 押さえない指導内容

- マスメディアに触れるときには利用されている著作物と権利の関係を意識するようになる。
- 世の中には目に見えない、一般人が意識していないルールがあることを意識するようになる。

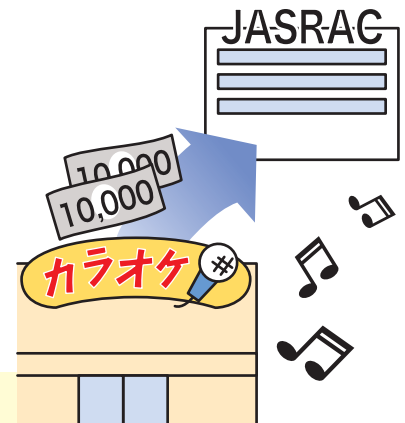
## 段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



### 具体的な展開例

著作権の集中的管理について、次のポイントを話し合う。

- 自分の作品が増え、人気が出てくると『使わせてください』という依頼がたくさん来ることがある。
- 同じように著作物を利用するたびに著作者を捜し出して承諾を得なければならないため、効率がよくない。
  - ➔ それぞれの業界が著作権を一括して管理する団体を作っている。
- TV局やラジオ局のようなメディア各社やインターネットでも大手の動画共有サイトでは、こうした団体と契約して使用料を払うことで、著作物を扱える権利を有している。
- 著作物を利用するという点では、カラオケ店も契約して料金を払っている。
- メディアを扱う会社は著作物利用許可の契約をしているから、著作物を自由に利用できることを理解させる。



### この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁「著作権制度に関する情報」(著作権等管理事業法について)

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/kanrijigyohou.html>

(社)日本音楽著作権協会「インターネットや携帯電話等音楽利用の手引き」

<http://www.jasrac.or.jp/network/jtakt/tebiki.pdf>

